

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

| | |
|--|----------------|
| <p>羽生外野栗橋線</p> | <p>路線名</p> |
| <p>久喜市栗橋北二丁目三四三二番六地先から同市栗橋北二丁目三四三四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>令和四年九月三十日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>令和四年九月二十日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 二〇・九八メートル</p> | <p>備考</p> |